

(c) 中央銀行により提供される金融仲介サービス

中央銀行は、FISIM の計測に含まれるべきではない：その産出は、コスト額として計測される。

3.70

以下を加える。

“(k)慣行により、中央銀行の産出は、その他の金融仲介機関 (s122-s123) の^{中間}仲介消費に全額配分されるべきである。”

3.76(e)

“直接的に料金が課される金融サービス” に以下を加える。

“および世帯による最終消費目的で利用される、間接的に計測される金融仲介サービスの部分”

3.142(h)

“明示的な料金および手数料の金額による金融サービス” の直後に、以下の文を加える。

“および、非居住者が利用する、間接的に計測される金融仲介サービスの部分”

第 4 章

4.51 第 2 パラグラフ

以下を削除し、すなわち、

“金融仲介機関が提供するサービスの中で異なるカテゴリーの顧客間に配分されないサービスの価額、金融仲介機関から支払われる現実の利子もしくは金融仲介機関が受け取る現実の利子については、金融仲介機関により課されている黙示的な料金であるマージンを除外するための調整を行なわない。調整項目が必要なのは、金融仲介機関、および慣行により金融仲介機関の産出すべてが中間消費として配分される名目上の業種の第 1 次所得勘定である。”

以下に代える、すなわち、

“金融仲介機関が提供し、異なるカテゴリー間で配分されるサービスの価額、金融仲介機関から支払われる現実の利子および金融仲介機関が受け取る現実の利子については、金融仲介機関により課されている黙示的な料金であるマージンを除外するための調整を行なう必要がある。金融仲介機関に借り手が支払う利子額については、支払われるべき料金価額を差し引かなければならず、また、預金者が受け取る利子額は、同様に加算しなければならない。料金価額は、金融仲介機関が顧客に提供したサービスの対価として扱い、利子支払いとして扱わないものとする。”

第 8 章

8.09

解説

数値の後に以下を加える。

第 8 章に示す数値に関する FISIM 配分結果を明らかにするための表 A.I.1 および A.I.2、
“勘定および収支項目のシーケンス” (数値による例)

8.1.4

削除

“間接的に計測される金融仲介サービス（FISIM）は、利用者部門別に配分されないので、FISIMの産出価額全額は、名目部門の産出ゼロの中間消費として扱い、中間消費項目の反対側に同規模のマイナス・サインとして計上される。このような方法により、すべての部門および業種の付加価額からまとめて上記金額が控除される。国民経済計算発表の負担を軽減するために、名目部門のための補助項目を挿入しないことが認められるが、その場合でも、国民経済全体の欄の中でこれに相当する数値について考慮しなければならない。

以下に代える

“間接的に計測される金融仲介サービスは、利用者部門別に配分され、利子額の一部はサービス提供に伴う支払いとして再分類される。この再分類により、（輸入、輸出、最終消費と同様に）産出および中間消費の価額に影響が出る。

8.24

削除

“間接的に計測される金融仲介サービス（FISIM）は、利用者部門別に配分されないので、利子としてエントリーされるのは、現実の支払利子と受取利子である。金融法人の欄のリソースは（マイナス・サインにより）調整し、名目部門の欄のリソースは（プラス・サイン）により調整される。国民経済計算発表の負担を軽減するために、名目部門のための補助項目を挿入しないことが認められるが、その場合でも国民経済全体の欄の中でこれに相当する数値について考慮しなければならない。”

以下に代える

“間接的に計測される金融仲介サービス（FISIM）は、利用者部門別に配分され、第1次所得勘定の中の”利子“の項目は、借りが支払う実際の利子から FISIM を差し引いた価額および貸し手が受け取る実際の利子に FISIM を付加した価額に相当する。”

第9章

9.25(a)

削除

“業種別の中間消費には、名目業種の欄に記録される間接的に計測される金融仲介サービスの利用が含まれる（9.33 参照のこと）

9.25(b)

削除

“間接的に計測される金融仲介サービスの利用を控除（名目業種に記録、9.33 参照のこと）

9.33

削除

“供給・使用表において、NACE REV 1の業種分類に、間接的に計測される金融仲介サービスの利用のための名目業種を加える。供給表においては、この業種の取引は一切記録されない。利用表においては、間接的に計測される金融仲介サービスの利用総額をこの名目業種の中間消費として記録する。この名目業種にはその他の取引がないことから、その正味営業余剰は、中間消費額分がマイナスとなり、その他の付加価値部門はすべてゼロとなる。その結果、総付加価値は、（マイナスの）正味営業余剰と等しくなる。

表 A.I.1-FISIM の制度部門別配分の効果、ノンマーケット製品に関する変化を含む

1. 使用
2. 勘定
3. 合計
4. モノとサービス (リソース)
5. 海外
6. 国民経済全体
7. NPISHs
8. 家計
9. 一般政府
10. 金融機関
11. 非金融法人企業
12. 取引およびバランス項目
13. リソース
14. 非金融法人企業
15. 金融機関
16. 一般政府
17. 家計
18. NPISHs
19. 国民経済全体
20. 海外
21. モノとサービス (使用)
22. 合計
23. 勘定
24. 生産勘定/対外勘定
25. 所得の発生勘定
26. 第1次所得の配分勘定
27. 所得の第2次分配勘定
28. 所得の利用勘定
29. サービスの輸入
30. サービスの輸出
31. 産出
32. 中間消費
33. 付加価値/対外バランス
34. 営業余剰
35. 利子
36. 第1次所得バランス
37. 可処分所得
38. 最終消費支出
39. 正味貯蓄/対外バランス
40. 生産勘定/対外勘定
41. 所得の発生勘定
42. 第1次所得の配分勘定
43. 所得の第2次分配勘定
44. 所得の利用勘定

表 A.I.2—名目部門にのみ FISIM を配分した場合の効果

1. 使用
2. 勘定
3. 合計
4. モノとサービス (リソース)
5. 海外
6. 国民経済全体
7. NPISHs
8. 家計
9. 一般政府
10. 金融機関
11. 非金融法人企業
12. 名目
13. 取引およびバランス項目
14. リソース
15. 名目
16. 非金融法人企業
17. 金融機関
18. 一般政府
19. 家計
20. NPISHs
21. 国民経済全体
22. 海外
23. モノとサービス (使用)
24. 合計
25. 勘定
26. 生産勘定/対外勘定
27. 所得の発生勘定
28. 第 1 次所得の配分勘定
29. 所得の第 2 次分配勘定
30. 所得の利用勘定
31. 産出
32. 中間消費
33. 付加価値/対外バランス
34. 営業余剰
35. 利子
36. 第 1 次所得バランス
37. 可処分所得
38. 最終消費支出
39. 正味貯蓄/対外バランス
40. 生産勘定/対外勘定
41. 所得の発生勘定
42. 第 1 次所得の配分勘定
43. 所得の第 2 次分配勘定
44. 所得の利用勘定